

国立大学法人奈良教育大学建設コンサルタント選定委員会規則

平成18年6月21日
制 定

改正 平成24年2月22日規則第17号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学の建設工事に係わる調査・設計等の業務を学長がプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 選定委員会は、国立大学法人奈良教育大学工事請負契約等事務取扱基準第93の規定により、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
- 二 技術提案書の提出を求める者の決定
- 三 技術提案書を特定するための評価基準
- 四 技術提案書の特定

(組織)

第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 委員長 施設課長
- 二 委員 財務課長
- 三 委員 財務課副課長
- 四 委員 施設課副課長

(委員以外の者の出席)

第4条 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(委員会)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務)

第6条 選定委員会の事務は、施設課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 建設コンサルタント選定委員会の設置について（平成9年12月8日事務局長決裁）は廃止する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。